

箱根町ジェネリック医薬品普及促進計画

(令和 7 年 4 月改訂)

1 目 的

国は 2029 年度末までにジェネリック医薬品の使用割合をすべての都道府県で 80%以上にすることを目標としており、例年、保険者努力支援制度においても、ジェネリック医薬品の普及促進に関する取り組みは評価対象となっている。

令和 7 年 3 月審査時点での箱根町国民健康保険におけるジェネリック医薬品の使用割合は 78.0%と国の目標を下回る状況となっている。

今後、更なる周知啓発活動を行い、また、医科(院内処方)における使用割合が低い要因について調査・分析し、使用割合を増加させ、医療費の適正化につなげることを本計画の目的とする。

2 通知人数や使用割合の現状(令和 7 年 4 月現在)

(1)差額通知の発送数

年度 発送月	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
4 月	119 件	152 件	97 件	84 件	59 件
8 月	135 件	148 件	84 件	98 件	71 件
12 月	142 件	152 件	95 件	106 件	46 件
合計	396 件	452 件	276 件	288 件	176 件

(2)使用割合及び数量、割合の推移

別紙 1 のとおり

3 現状の普及促進に向けた取組み

- ・ 差額通知の発送 年 3 回
- ・ 保険健康課窓口・各出張所窓口においてパンフレット及び希望シールの配布
- ・ 子育て支援課、福祉課窓口での希望カードの配布
- ・ ジェネリック医薬品啓発ポスターの庁舎内での掲示

4 現状分析と課題

(1) 現状分析

- ・「2 通知人数や使用割合の現状」から令和5年度と令和6年度を比較すると差額通知の発送数が「**112件**」の**減少**となった。
- ・「2 通知人数や使用割合の現状」から令和5年度と令和6年度を比較すると**全体**の使用割合は「**2.4%**」の**増加**となった。
- ・「2 通知人数や使用割合の現状」から令和5年度と令和6年度を比較すると**医科(院内処方)**の使用割合は「**6.6%**」の**増加**となった。
- ・「2 通知人数や使用割合の現状」から令和5年度と令和6年度を比較すると**調剤(院外処方)**の使用割合は「**1.9%**」の**増加**となった。

(2) 課題

- ・本町では医科(院内処方)の使用割合がかなり低い状況であり、その原因は過去の神奈川県の実態分析によると、町内の医療機関は院内処方の場合が多く、使用割合に大きな影響を与えているとされてきたが、現在、院内処方している町内の医療機関は少数であり、別の要因が存在すると思われる、令和5年度から継続して調査をしてきたが、未だ要因の特定には至っていない。
今後は薬剤単位等、処方方法(医科・調剤)とは別視点から調査を行い、要因の特定に注力する。
- ・団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行したことや社会保険の適用拡大により、被保険者は年々減少しているため、一人ひとりが使用割合に与える影響は年々増加しており、使用割合の急激な増減に警戒が必要である。

5 今後の目標

- ・令和7年度末までに調剤(院外処方)におけるジェネリック医薬品の使用割合を総計で **85%以上**にする。
- ・令和7年度末までに医科(院内処方)におけるジェネリック医薬品の使用割合を総計で **60%以上**にする。
- ・令和7年度末までに全体のジェネリック医薬品の使用割合を総計で **80%以上**にする。

6 目標達成に向けた取り組み

「4 現状分析と課題」で記述のとおり、要因は不明であるが、本町の特性として、医科(院内処方)においての数量割合を増加させることは調剤(院外処方)に比べ、難しいと考えられる。そのため、医科(院内処方)と調剤(院外処方)に分けて考え、それぞれにあった取り組みを検討し、実施していく。

○医科(院内処方)の数量割合増加のための取り組み

- ・薬剤単位等の既存の方法とは別視点から使用状況を確認し、シェア率低下の大きな要因を把握する。

○調剤(院外処方)の数量割合増加のための取り組み

- ・新規加入者に医療費適正化に関するチラシを同封する。
- ・効果的な周知啓発方法を検討する。

○共通する取り組み

- ・「3 現状の普及促進に向けた取組み」に記載した内容の継続実施。
- ・町ホームページ上の特設ページの内容充実を図る。